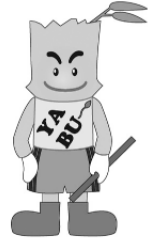




後期高齢者医療制度 のお知らせ



後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を送付します

平成 24 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を 7 月中旬に送付します。
後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めることとなっています。

保険料の計算方法

①均等割額	+	②所得割額	=	①+② (保険料額)
46,003 円		(平成 24 年中 (1 月～12 月) の総所得金額等(※) - 330,000 円) × 9.14%		平成 24 年度保険料額 (最高限度額 55 万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)

保険料の支払い方法について

平成 24 年度の保険料のお支払いは、次の 2 通りとなります。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。

また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは保険医療課にご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7 月から 3 月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額 18 万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える方が対象です。

所得の低い方の軽減

次の方は、平成 23 年中の所得に応じて平成 24 年度の保険料が軽減されます。

①均等割額

同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成 23 年中の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減割合(軽減後の均等割額)
基礎控除額 (33 万円)	被保険者全員の各所得(公的年金等控除額は 80 万円として計算)が 0 円	9 割 (4,600 円)
	上記以外	8.5 割 (6,900 円) (本来は 7 割軽減ですが、軽減措置により 8.5 割軽減となります)
基礎控除額(33 万円) + 24.5 万円 × 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)		5 割 (23,001 円)
基礎控除額(33 万円) + 35 万円 × 被保険者の数		2 割 (36,802 円)

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等 - 基礎控除額 33 万円)が 58 万円(年金収入のみの場合、収入金額が 211 万円)以下の方は、所得割額が 5 割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が本来 5 割軽減ですが、軽減措置により 9 割軽減されます。

❖災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときは、申請により保険料の減免を受けることができます。詳しくは市役所の保険医療課にご相談ください。

7月下旬に新しい被保険者証を送付します

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めにご相談ください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成23年中の所得により算出された平成24年度の住民税課税所得と平成23年中（1月から7月までは平成22年）の収入額をもとに計算されています。

なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額 (1食当たり)	該当条件
		個人単位 (外来)	世帯単位 (入院含む)		
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% [44,400円] 注1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額が次の金額に満たない方は、市役所の保険医療課に申請することにより「一般」の区分となります。 ※対象となる可能性がある方には申請書を送付しています。 ○同一世帯に被保険者が1人の場合=収入額383万円 ○同一世帯に被保険者が複数いる場合=被保険者全員の収入合計額520万円 ○同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合=被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額520万円
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の方
低所得者	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] 注2	世帯員全員が住民税非課税 ○各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者
			15,000円	100円	

注1 過去12カ月以内に、世帯ですでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額は44,400円です。

注2 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額は160円です。(申請が必要)

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税（表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当）の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月間で支払う自己負担額が表の世帯単位欄の限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、市役所の保険医療課に申請してください。

【お問い合わせ】 健康福祉部保険医療課(☎079-662-3165)

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)(☎078-326-2021)